

○ 建築基準法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文
 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（確認申請書の様式）</p> <p>第一条の三 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による確認の申請書は、別記第二号様式による正本及び副本に、それぞれ、法第六条第一項第四号に掲げる建築物については次の表一の(い)項に掲げる図書を、同項第一号に掲げる建築物については同表の(い)項及び(ろ)項に掲げる図書を、同項第二号及び第三号に掲げる建築物については同表の(い)項、(ろ)項及び(は)項に掲げる図書（用途変更の場合においては同表の(は)項に掲げる図書を、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては同表の(は)項に掲げる図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。）を添えたもの並びに別記第三号様式による建築計画概要書とし、これらの図書のほか、さらに、法第二十八条の二の規定により居室内における化学物質の発散に対する衛生上の措置を講ずべき建築物については同表の(に)項に掲げる図書を、法第三十五条の二の規定により内装の制限を受ける建築物又は内装の制限を受ける調理室等を有する建築物については同表の(ほ)項に掲げる図書を、法第五十二条第八項の規定の適用によりその容積</p>	<p>（確認申請書の様式）</p> <p>第一条の三 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による確認の申請書は、別記第二号様式による正本及び副本に、それぞれ、法第六条第一項第四号に掲げる建築物については次の表一の(い)項に掲げる図書を、同項第一号に掲げる建築物については同表の(い)項及び(ろ)項に掲げる図書を、同項第二号及び第三号に掲げる建築物については同表の(い)項、(ろ)項及び(は)項に掲げる図書（用途変更の場合においては同表の(は)項に掲げる図書を、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては同表の(は)項に掲げる図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。）を添えたもの並びに別記第三号様式による建築計画概要書とし、これらの図書のほか、さらに、法第二十八条の二の規定により居室内における化学物質の発散に対する衛生上の措置を講ずべき建築物については同表の(に)項に掲げる図書を、法第三十五条の二の規定により内装の制限を受ける建築物又は内装の制限を受ける調理室等を有する建築物については同表の(ほ)項に掲げる図書を、法第五十二条第八項の規定の適用によりその容積</p>

率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項及び第七項の規定による限度を超えるものである建築物については用途変更の場合を除き同表の(へ)項に掲げる図書を、同条第九項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項及び第五項の規定による限度を超えるものである建築物については用途変更の場合を除き同表の(と)項に掲げる図書を、同項の規定の適用により同項第一号に掲げる規定が適用されない建築物については用途変更の場合を除き同表の(ち)項に掲げる図書を、同項の規定の適用により同項第二号に掲げる規定が適用されない建築物については用途変更の場合を除き同表の(り)項に掲げる図書を、同項の規定の適用により同項第三号に掲げる規定が適用されない建築物については用途変更の場合を除き同表の(ぬ)項に掲げる図書を、法第五十六条の二第一項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物については用途変更の場合を除き同表の(る)項に掲げる図書を、法第六十七条の二第六項の規定により防災都市計画施設(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第三十一条第二項に規定する防災都市計画施設をいう。以下同じ。)に係る間口率(法第六十七条の二第六項に規定する間口率をいう。以下同じ。)の制限及び高さの制限を受ける建築物については用途変更の場合を除き同表の(を)項に掲げる図書を、次の表二及び表三の(い)欄各項に該当する建築物についてはそれぞれ表二及び表三の(ろ)欄の当該各項に掲げる図書(用途変更の場合においては表二の(一)項及び(二)項並びに表三の(一)項の構造計算の計算書を、国土交通大臣があらかじめ安全である

率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項及び第七項の規定による限度を超えるものである建築物については用途変更の場合を除き同表の(へ)項に掲げる図書を、同条第九項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項及び第五項の規定による限度を超えるものである建築物については用途変更の場合を除き同表の(と)項に掲げる図書を、同項の規定の適用により同項第一号に掲げる規定が適用されない建築物については用途変更の場合を除き同表の(ち)項に掲げる図書を、同項の規定の適用により同項第二号に掲げる規定が適用されない建築物については用途変更の場合を除き同表の(り)項に掲げる図書を、同項の規定の適用により同項第三号に掲げる規定が適用されない建築物については用途変更の場合を除き同表の(ぬ)項に掲げる図書を、法第五十六条の二第一項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物については用途変更の場合を除き同表の(る)項に掲げる図書を、法第六十七条の二第六項の規定により防災都市計画施設(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第三十一条第二項に規定する防災都市計画施設をいう。以下同じ。)に係る間口率(法第六十七条の二第六項に規定する間口率をいう。以下同じ。)の制限及び高さの制限を受ける建築物については用途変更の場合を除き同表の(を)項に掲げる図書を、次の表二及び表三の(い)欄各項に該当する建築物についてはそれぞれ表二及び表三の(ろ)欄の当該各項に掲げる図書(用途変更の場合においては表二の(一)項及び(二)項並びに表三の(一)項の構造計算の計算書を、国土交通大臣があらかじめ安全である

と認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては表二の(一)項、(二)項、(四)項、(五)項及び七項並びに表三の(一)項の計算書並びに同表の(六)項に掲げる図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。)を添えたものとする。ただし、表一の(い)項、(へ)項、(と)項、(ち)項、(り)項、(ぬ)項、(る)項又は(を)項に掲げる図書は、併せて作成することができる。

一

(ろ) (を)	(い)		図書の種類	明示すべき事項
	(略)	(略)		
(略)	(略)	各階平面図	(略)	縮尺、方位、間取、各室の用途、壁及び筋かいの位置及び種類、通し柱、開口部及び防火設備の位置、延焼のおそれのある部分の外壁の構造並びに消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第九条の二第一項に規定する住宅用防災機器の位置及び種類

二・三 (略)
2 (略)

と認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては表二の(一)項、(二)項、(四)項、(五)項及び七項並びに表三の(一)項の計算書並びに同表の(六)項に掲げる図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。)を添えたものとする。ただし、表一の(い)項、(へ)項、(と)項、(ち)項、(り)項、(ぬ)項、(る)項又は(を)項に掲げる図書は、併せて作成することができる。

一

(ろ) (を)	(い)		図書の種類	明示すべき事項
	(略)	(略)		
(略)	(略)	各階平面図	(略)	縮尺、方位、間取、各室の用途、壁及び筋かいの位置及び種類、通し柱、開口部及び防火設備の位置並びに延焼のおそれのある部分の外壁の構造

二・三 (略)
2 (略)

改正案	現行
<p>（計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更）</p> <p>第三条の二 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。ただし、当該変更により建築基準関係規定に係る変更（第十号に掲げる変更を除く。）が生じる場合においては、この限りでない。</p> <p>一～十一 （略）</p> <p>十二 天井の高さの変更</p> <p>2～4 （略）</p>	<p>（計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更）</p> <p>第三条の二 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。ただし、当該変更により建築基準関係規定に係る変更（第十号に掲げる変更を除く。）が生じる場合においては、この限りでない。</p> <p>一～十一 （略）</p> <p>十二 天井の高さの変更（居室の場合にあつては二・一メートル（学校（大学、専修学校、各種学校及び幼稚園を除く。）の教室でその床面積が五十平方メートルを超えるものにあつては三メートル）を下回らないものに限る。）</p> <p>2～4 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>第十九号様式（第四条関係）（A4） 完了検査申請書</p> <p>（第一面）～（第四面）（略） （封筒）</p> <p>1. ～ 4. （略）</p> <p>5. 第四面関係</p> <p>①～⑧ （略）</p> <p>⑨ <u>消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第九条の二第一項に規定する住宅用防災機器の位置及び種類その他ここに書き表せない事項で特に報告すべき事項は、備考欄又は別紙に記載して添えてください。</u></p> <p>⑩ （略）</p>	<p>第十九号様式（第四条関係）（A4） 完了検査申請書</p> <p>（第一面）～（第四面）（略） （封筒）</p> <p>1. ～ 4. （略）</p> <p>5. 第四面関係</p> <p>①～⑧ （略）</p> <p>⑨ <u>ここに書き表せない事項で特に報告すべき事項は、備考欄又は別紙に記載して添えてください。</u></p> <p>⑩ （略）</p>